



超過削減梓登録簿規程

2024年8月28日



第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、超過削減枠登録簿における口座開設の手続、超過削減枠の発行、移転、無効化及び取消しに係る手続その他超過削減枠登録簿の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において使用する用語の意義は、GX リーグ規程において使用する用語によるほか、以下に定めるところによる。

用語	意義
移転先口座	振替により超過削減枠の増加が記録される口座
管理	超過削減枠の発行、取得、保有、移転、無効化及び取消しを行うこと
口座の利用停止	超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座について、超過削減枠の発行を受けること、超過削減枠を取得すること、超過削減枠を移転すること、及び超過削減枠の無効化をすることができない状態にすること
識別番号	超過削減枠登録簿上で、最小の基本単位となる 1tCO ₂ あたりの超過削減枠に付与される番号
超過削減枠 GX リーグ事務局口座	超過削減枠登録簿上に開設された、GX リーグ事務局が超過削減枠を管理するための口座
超過削減枠登録簿システム	超過削減枠登録簿における口座の開設・運用、超過削減枠の発行、移転、無効化及び取消し手続その他超過削減枠登録簿の運営等に関する事項を行うための電子情報処理組織を利用したシステム
取消し	GX リーグ事務局が、過誤訂正等を目的として、超過削減枠登録簿に開設された口座において、他の口座における超過削減枠の増加の記録を伴うことなく、超過削減枠について減少の記録をすること（無効化は除く。）
発行	GX リーグ事務局が、GX リーグ規程の規定に基づく超過削減枠の発行手続に伴い、超過削減枠登録簿に開設された超過削減枠法人保有口座において、超過削減枠について原始的に増加の記録をすること
振替	超過削減枠の移転及び取得を行うこと

(参考) GX リーグ規程第 3 条における用語の定義で、本規程においても使用されるもの

用語	意義
GXリーグ参画企業	GX リーグ代表参画企業 及び GX リーグ 代表参画企業が設定した組織境界に含まれる子会社等の関連会社である法人
GXリーグ代表参画企業	一の組織境界を代表する GX リーグに参画している法人
GXリーグ事務局	経済産業省及び経済産業省が委託する GX リーグの運営を行う事業者
超過削減枠	GX リーグ規程第 6 章第 3 節に定める GX リーグ参画企業の排出削減量であり、GX リーグ事務局が発行する温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）
超過削減枠登録簿	超過削減枠の管理のために、本規程及び超過削減枠登録簿規程に従い、GX リーグ事務局が作成及び運用する電磁的台帳
超過削減枠法人保有口座	超過削減枠登録簿上に開設された GX リーグ参画企業が超過削減枠を保有及び取引をするための口座
無効化	<p>【超過削減枠】 GX リーグ事務局が、GX リーグ規程第 24 条に定める自主目標の達成を目的とした、超過削減枠法人保有口座の口座名義人からの申請に基づき、他の口座における超過削減枠の増加の記録を伴うことなく、当該超過削減枠法人保有口座において、超過削減枠について減少の記録をすること</p> <p>【適格カーボン・クレジット】 GX リーグ参画企業が、適格カーボン・クレジットを、当該適格カーボン・クレジットの登録簿における無効化口座へ移転する等を行い、それ以上移転できない状態にすること</p>

第 3 条（超過削減枠登録簿の作成と運用）

- 1 GX リーグ事務局は、GX リーグ規程に従い、超過削減枠登録簿を作成し、運用する。
- 2 超過削減枠登録簿は、その全部を電磁的記録をもって作成する。
- 3 GX リーグ事務局は、超過削減枠登録簿に口座（第 4 条第 1 項に規定する超過削減枠 GX リーグ事務局口座及び超過削減枠法人保有口座をいう。以下同じ。）及び超過削減枠の管理に関する事項を記録する。
- 4 GX リーグ事務局による超過削減枠法人保有口座の口座名義人への通知は、当該口座名義人の超過削減枠法人保有口座に記録された超過削減枠の発行、保有、移転及び無効化に係る手続を当該口座名義人のために行う担当者（第 7 条第 3 項に規定する口座開設申

請において記載された担当者をいう。以下同じ。) に対して行う。

- 5 前項の通知は、原則として GX リーグ事務局から超過削減枠法人保有口座の口座名義人の担当者に対する電子メールの送信により行う。
- 6 超過削減枠登録簿システムの運營業務の取扱時間は、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前 8 時から午後 8 時までとする。
- 7 GX リーグ事務局は、必要があると認める場合は、運營業務の取扱時間を臨時に変更することができる。
- 8 GX リーグ事務局は、超過削減枠登録簿システムの運営運用設備の保守又は点検、システム変更、不正アクセス防止措置その他のやむを得ない事由がある場合は、超過削減枠登録簿システムの運用を停止することができる。

第 4 条（超過削減枠登録簿の記録事項）

- 1 GX リーグ事務局は、超過削減枠の管理を行うため、次の各号に掲げる口座を開設する。
 - ①超過削減枠 GX リーグ事務局口座
 - ②超過削減枠法人保有口座
- 2 前項第 2 号に定める超過削減枠法人保有口座は、口座名義人ごとに区分する。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める口座には、次の各号に掲げる事項を記録する。
 - ①口座番号
 - ②超過削減枠法人保有口座の口座名義人及び担当者に関する事項
 - ③保有される超過削減枠の識別番号及び数量
 - ④その他必要な事項
- 4 GX リーグ事務局は、超過削減枠登録簿に次の各号に掲げる事項を記録する。
 - ①第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める口座における超過削減枠の管理に関する事項
 - ②その他必要な事項

第 5 条（超過削減枠登録簿の廃止）

- 1 GX リーグ事務局は、制度変更その他のやむを得ない事情により、超過削減枠登録簿を廃止することができる。
- 2 前項の規定により超過削減枠登録簿を廃止する場合には、GX リーグ事務局は、あらかじめ超過削減枠法人保有口座の口座名義人に対して次の各号に掲げる事項を通知する。
 - ①超過削減枠登録簿を廃止する旨
 - ②超過削減枠登録簿を廃止する理由
 - ③超過削減枠登録簿を廃止する日時
 - ④その他の必要事項
- 3 GX リーグ事務局は前項の通知から超過削減枠登録簿の廃止まで超過削減枠法人保有口

座の口座名義人に十分な猶予期間を確保するよう努める。

第6条（過誤訂正）

GX リーグ事務局は、超過削減枠登録簿における記録等に過誤を発見した場合には、当該過誤が存在する超過削減枠法人保有口座の口座名義人に対して事前に訂正の内容及び理由を通知した上で、当該過誤を訂正することができる。

第2章 超過削減枠法人保有口座

第7条（超過削減枠法人保有口座の開設）

- 1 超過削減枠の発行を受け、保有、取得、移転及び無効化を行おうとするGX リーグ代表参画企業は、超過削減枠登録簿に、GX リーグ事務局による超過削減枠法人保有口座の開設を受けなければならない。
- 2 超過削減枠法人保有口座は、一のGX リーグ代表参画企業につき一に限り開設を受けることができる。ただし、GX リーグ事務局が特別の事情があると認める場合はこの限りでない。
- 3 超過削減枠登録簿に超過削減枠法人保有口座の開設を受けようとするGX リーグ代表参画企業は、次に掲げる事項を記載した申請をGX リーグ事務局に対し行わなければならない。
 - ①超過削減枠法人保有口座の開設を受けようとする法人の名称、法人番号、代表者の氏名及び本店等の所在地
 - ②超過削減枠法人保有口座の開設を受けようとする法人における担当者の氏名及び部署の名称
 - ③超過削減枠法人保有口座の開設を受けようとする法人の電話番号並びに担当者の電子メールアドレス及び電話番号
- 4 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ①GX リーグ代表参画企業の代表者が記名押印をした、本規程の遵守に係る同意書
 - ②登記事項証明書（交付から3か月以内のもの）
- 5 GX リーグ事務局は、第3項の規定による超過削減枠法人保有口座の開設の申請があった場合には、当該申請若しくはその添付書類に不備がある場合又は口座の開設を受けようとするGX リーグ代表参画企業がGX リーグ規程第13条第1項から第3項までに規定する取組の報告を行っていない場合を除き、超過削減枠法人保有口座を開設する。
- 6 GX リーグ事務局は、前項の規定により超過削減枠法人保有口座を開設したときには、遅滞なく、当該超過削減枠法人保有口座において超過削減枠の保有及び移転を行うために必要な事項をその口座名義人に通知する。

第8条（記録事項の変更）

- 1 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、GXリーグ事務局に対し届け出なければならない。
 - ①口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地
 - ②内国法人においては、法人番号
 - ③口座名義人の電話番号
 - ④担当者の氏名、電子メールアドレス及び電話番号
- 2 前項第1号に定める事項に係る変更の届出には、登記事項証明書（交付から3か月以内のもの）を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出があった場合には、GXリーグ事務局は、遅滞なく、記録を変更する。
- 4 前条第6項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。
- 5 超過削減枠法人保有口座の口座名義人が第1項の届出を怠ったために、本規程に基づくGXリーグ事務局からの通知が延着し又は到達しなかった場合、当該通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

第9条（記録事項の証明書の交付申請）

- 1 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、GXリーグ事務局に対し、自己の超過削減枠法人保有口座に記録されている超過削減枠の残高を証明した書面の交付を申請することができる。
- 2 GXリーグ事務局は、前項の申請があった場合において、遅滞なく、当該申請に係る超過削減枠登録簿に記録されている事項を証明した書面を電磁的方法により交付する。

第10条（口座の利用停止）

- 1 GXリーグ事務局は、超過削減枠法人保有口座の口座名義人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該口座名義人の超過削減枠法人保有口座について口座の利用停止を実施することができる。
 - ①超過削減枠法人保有口座の開設、超過削減枠の発行、移転又は無効化において、虚偽の申請を行った場合又は必要な申請を行っていない場合
 - ②その他GXリーグ規程及び本規程等に対する重大な違反を行った場合
- 2 GXリーグ事務局は、前項の規定により口座の利用停止を実施した場合、当該口座名義人の申請に基づく超過削減枠の発行、振替及び無効化の記録を行わない。
- 3 GXリーグ事務局は、第1項の規定により口座の利用停止を実施した場合には、遅滞なく、当該口座の口座名義人にその旨を通知する。

第 11 条（超過削減枠法人保有口座の閉鎖）

- 1 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、自己の超過削減枠法人保有口座の閉鎖を申請することができる。
- 2 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、前項の申請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を GX リーグ事務局に対し提出しなければならない。
 - ①超過削減枠法人保有口座を閉鎖する日
 - ②超過削減枠法人保有口座を閉鎖する理由
- 3 GX リーグ事務局は、第 1 項の申請があった場合には、事前に超過削減枠法人保有口座の閉鎖日を通知のうえ、当該申請に係る超過削減枠法人保有口座を閉鎖する。
- 4 GX リーグ事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、口座名義人の超過削減枠法人保有口座を閉鎖することができる。
 - ①第 5 条第 1 項の規定により GX リーグ事務局が超過削減枠登録簿を廃止する場合
 - ②超過削減枠法人保有口座の口座名義人が、GX リーグ規程第 16 条第 1 項に基づき GX リーグから脱退する場合
- 5 GX リーグ事務局は、前項の規定により超過削減枠法人保有口座を閉鎖するときには、当該口座名義人に超過削減枠法人保有口座の閉鎖を行う旨及び超過削減枠法人保有口座の閉鎖日を通知する。
- 6 GX リーグ事務局は、第 3 項及び第 4 項による超過削減枠法人保有口座の閉鎖により、当該口座に記録されている超過削減枠の取消しを行うこととする。

第 3 章 超過削減枠

第 12 条（超過削減枠の発行）

- 1 GX リーグ規程第 28 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定による超過削減枠の発行は、GX リーグ事務局が、超過削減枠の発行を受ける超過削減枠法人保有口座において、超過削減枠の増加の記録をすることにより行う。
- 2 超過削減枠法人保有口座の口座名義人による前項の超過削減枠の発行の申請は、自らの超過削減枠法人保有口座に超過削減枠の発行を受けようとする口座名義人が、GX リーグ事務局に対して行わなければならない。
- 3 前項の申請をする口座名義人は、当該発行において増加の記録がされるべき超過削減枠の数量を記載した申請を GX リーグ事務局に対し行わなければならない。
- 4 GX リーグ事務局は、第 1 項による超過削減枠の発行にあたり、口座に記録される超過削減枠に識別番号を記録する。

第 13 条（超過削減枠法人保有口座における超過削減枠の移転）

- 1 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、自らの超過削減枠法人保有口座に記録された超過削減枠について、他の超過削減枠法人保有口座又は超過削減枠 GX リーグ事務局

口座を移転先口座とする振替の申請を行うことにより、超過削減枠の移転をすることができる。

- 2 前項の申請に基づく超過削減枠の振替は、GX リーグ事務局が、当該超過削減枠についての超過削減枠法人保有口座又は超過削減枠 GX リーグ事務局口座における減少及び増加の記録をすることにより行う。
- 3 第1項の申請をする口座名義人は、次に掲げる事項を記載した申請を GX リーグ事務局に対し行わなければならない。
 - ①当該振替の原因となる取引の種別
 - ②当該振替の種別、移転元口座番号、移転先口座番号、移転元法人名及び移転先法人名
 - ③当該振替において減少及び増加の記録がされるべき超過削減枠の数量
- 4 第1項の申請をする口座名義人は、次に掲げる事項を記載することができる。
 - ①当該振替において減少及び増加の記録がされるべき超過削減枠の識別番号
 - ②当該振替の原因となる取引における超過削減枠の取引価格
- 5 第1項の申請があった場合には、GX リーグ事務局は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - ①第1項の申請を行う口座名義人の超過削減枠法人保有口座における第3項第3号に規定される数量の超過削減枠についての減少の記録（ただし、第1項の申請にあたって前項第1号の識別番号の記載があった場合には、当該識別番号により示された超過削減枠の減少の記録）
 - ②第3項第2号の記載により特定される移転先口座における前号の超過削減枠についての増加の記録
- 6 第1項の申請において第4項第1号の識別番号が記載されていない場合には、GX リーグ事務局は、前項第1号の超過削減枠の減少の記録にあたり、第12条第4項に規定する識別番号の数値が小さいものから記録を行う。

第14条（超過削減枠法人保有口座における超過削減枠の無効化）

- 1 超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、自らの超過削減枠法人保有口座に記録された超過削減枠について、GX リーグ事務局に対する申請により、無効化することができる。
- 2 超過削減枠の無効化は、GX リーグ事務局が、超過削減枠登録簿に開設された関連する超過削減枠法人保有口座における当該超過削減枠の減少の記録をすることにより行う。
- 3 第1項の申請をする口座名義人は、当該無効化において減少の記録がされるべき超過削減枠の数量及び識別番号を記載した申請を GX リーグ事務局に対し行わなければならない。
- 4 第1項の申請があった場合には、GX リーグ事務局は、遅滞なく、当該口座名義人の超

超過削減枠について、その識別番号の数値が小さいものから減少の記録を行う。

第 15 条 (GX リーグ事務局による超過削減枠の移転及び取消し)

- 1 GX リーグ事務局は、超過削減枠法人保有口座に記録された超過削減枠について、第 6 条の規定に基づき、過誤訂正等を目的として、移転又は取消しをすることができる。
- 2 GX リーグ事務局は、超過削減枠 GX リーグ事務局口座に記録された超過削減枠について、超過削減枠法人保有口座を移転先口座とする移転をすることができる。
- 3 超過削減枠の取消しは、GX リーグ事務局が、超過削減枠登録簿に開設された関連する超過削減枠法人保有口座における当該超過削減枠の減少の記録をすることにより行う。
- 4 第 1 項及び第 2 項の移転に係る超過削減枠の振替は、GX リーグ事務局が、当該超過削減枠についての超過削減枠 GX リーグ事務局口座又は超過削減枠法人保有口座における減少及び増加の記録をすることにより行う。

第 16 条 (超過削減枠の取扱いに係る口座名義人間での合意)

超過削減枠の帰属、移転及び取得等に係る権利並びに義務に関しては、次の各号が適用され、超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、これに従う。

- ①超過削減枠の帰属は、超過削減枠登録簿の記録により定まるものとする
- ②超過削減枠の移転は、第 13 条第 2 項及び第 15 条第 4 項の規定に基づく振替の結果、譲受人が開設を受けた超過削減枠法人保有口座又は超過削減枠 GX リーグ事務局口座において当該譲渡に係る超過削減枠の増加の記録を受けなければ、その効力を生じないこと
- ③口座名義人は、自らの超過削減枠法人保有口座 (GX リーグ事務局については、超過削減枠 GX リーグ事務局口座) における記録がされた超過削減枠を適法に保有するものと推定すること
- ④超過削減枠 GX リーグ事務局口座及び超過削減枠法人保有口座において、第 13 条第 2 項及び第 15 条第 4 項の規定に基づく振替の結果、超過削減枠の増加の記録を受けた口座名義人は、当該超過削減枠を取得すること (ただし、当該口座名義人に悪意又は重大な過失がある場合を除く。)

第 17 条 (超過削減枠の移転の制限)

- 1 GX リーグ事務局は、超過削減枠の発行及び移転において、GX リーグ規程及び本規程に対する重大な誤りが判明した場合には、当該超過削減枠について第 13 条第 2 項及び第 15 条第 4 項の規定に基づくその後の振替を行わない。
- 2 GX リーグ事務局は、前項の規定により超過削減枠法人保有口座にある超過削減枠の移転を制限した場合には、遅滞なく、当該超過削減枠法人保有口座の口座名義人にその旨を通知する。

第4章 その他

第18条（口座名義人の地位の譲渡及び担保差入れ）

超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、口座名義人たる地位及び GX リーグ事務局に対して保有する権利義務の第三者に対する譲渡、移転、担保差入れその他の処分又は口座名義人の名義貸しを行うことはできない。

第19条（免責事項）

- 1 GX リーグ事務局は、超過削減枠法人保有口座の口座名義人による超過削減枠の移転若しくは無効化、又は GX リーグ事務局による超過削減枠の移転若しくは取消しにより、当該口座名義人において損害が生じても、GX リーグ事務局に重大な過失がない限り、一切の責任を負わない。
- 2 GX リーグ事務局は、第5条第1項に基づき、超過削減枠登録簿を廃止した場合、当該廃止により超過削減枠法人保有口座の口座名義人に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- 3 GX リーグ事務局は、超過削減枠法人保有口座の口座名義人の超過削減枠につき差押えを行う等の裁判所等の命令の送達を受け、これに従って行動した場合、当該口座名義人その他の第三者に発生した損害につき、一切の責任を負わない。
- 4 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問わない。）、口座名義人との間の通信回線（有線、無線を問わない。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連して記録等の遅延、不能又はこれらに関する誤処理がなされたことにより超過削減枠法人保有口座の口座名義人に発生した損害につき、GX リーグ事務局に重大な過失がない限り、GX リーグ事務局は一切の責任を負わない。
- 5 GX リーグ事務局は、第1項から第4項に掲げる場合以外の場合において、GX-ETSにおける排出量取引の実施に係る行為により発生した損害につき、重大な過失がない限り一切の責任を負わない。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規程は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。
- 2 GX リーグ事務局及び超過削減枠法人保有口座の口座名義人は、本規程に定めのない事項及び本規程に関して生じた疑義又は紛争等については、GX リーグ事務局と口座名義人の間で十分協議の上、その解決に向けて努力しなければならない。
- 3 本規程に基づく権利及び義務について、前項に定める協議によって解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

(施行日)

この規程は令和6年8月28日から施行する。